

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年7月19日(2018.7.19)

【公開番号】特開2018-43093(P2018-43093A)

【公開日】平成30年3月22日(2018.3.22)

【年通号数】公開・登録公報2018-011

【出願番号】特願2017-246548(P2017-246548)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月25日(2018.5.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可変表示を行ない遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、通常演出とは異なる特殊演出を複数回の可変表示に亘って実行可能な演出実行手段と、遊技者の動作を検出可能な検出手段と、
遊技者の動作の検出を含む終了条件が成立したことにもとづいて、実行中の前記特殊演出を終了させる演出終了手段と、

前記特殊演出が実行されているときの所定期間において、前記終了条件の成立を禁止する終了条件禁止手段と、

遊技者の動作を促す促進表示を表示可能な促進表示手段と、を備える、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

本発明は、かかる実情に鑑み考え出されたものであり、遊技の興趣を向上させることが可能な遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

(A) 可変表示を行ない遊技者にとって有利な有利状態(大当たり遊技状態)に制御可能な遊技機(パチンコ遊技機1)であって、

通常演出(通常ステージ)とは異なる特殊演出(特殊ステージ)を複数回の可変表示に亘って実行可能な演出実行手段(演出制御用マイクロコンピュータ100)と、

遊技者の動作を検出可能な検出手段と、

遊技者の動作の検出を含む終了条件が成立したことにもとづいて、実行中の前記特殊演

出を終了させる演出終了手段と、

前記特殊演出が実行されているときの所定期間において、前記終了条件の成立を禁止する終了条件禁止手段と、

遊技者の動作を促す促進表示を表示可能な促進表示手段と、を備える。

このような構成によれば、遊技の興趣を向上させることができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

(1) 可変表示を行ない遊技者にとって有利な有利状態（大当たり遊技状態）に制御可能な遊技機（パチンコ遊技機1）であって、

通常演出（通常ステージ）とは異なる特殊演出（特殊ステージ）を複数回の可変表示に亘って実行可能な演出実行手段（演出制御用マイクロコンピュータ100）と、

遊技者の動作を検出可能な検出手段とを備え、

前記演出実行手段は、

前記特殊演出（特殊ステージ）を実行しているときに前記特殊演出（特殊ステージ）の実行を終了するか否かを遊技者が選択可能な選択演出（解除演出、図15の（D）、図21のS921）を実行する選択演出実行手段（演出制御用マイクロコンピュータ100、図21のS916～S922）を含み、

前記選択演出実行手段は、前記特殊演出において第1期間（図14の第2期間）では前記選択演出を実行するか否かを抽選し（図21のS915～S922）、その後の第2期間（図14の第3期間）では前記特殊演出を終了するか否かを抽選し（図21のS923～S927）、

前記選択演出における前記特殊演出を終了するか否かの決定は、検出手段の検出に基づいて行なわれ、

検出手段は、前記特殊演出の終了を選択する動作と、前記特殊演出の終了以外の検出手段を用いた所定の演出に対する動作とを区別して検出可能である。

このような構成によれば、特殊演出を実行しているときに特殊演出の実行を終了するか否かを遊技者が選択可能であるため、特殊演出について、継続可否の判断に遊技者の意思を反映させることができ、遊技の興趣を向上させることができる。また、特殊演出において第1期間では選択演出を実行するか否かを抽選し、その後の第2期間では特殊演出を終了するか否かの抽選をするので、複数の期間において特殊演出の終了に係る抽選の態様が異なり、特殊演出の演出効果を高めることができる。